

送付2-6 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める

陳情書

○永田委員長 日程2、陳情審査に入ります。①送付2-6、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情書についてです。陳情書の朗読は、省略でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

本陳情書につきまして、執行機関から情報提供はございますでしょうか。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 では、陳情書に関する事項について説明をさせていただきます。

女性差別撤廃条約は、昭和54年12月に国連において採択され、日本は昭和60年6月に批准しております。選択議定書については、平成11年10月に国連において採択されていますが、日本は批准していません。なお、選択議定書は、「女性差別撤廃条約締約国の個人または集団が、条約に定めるいずれかの権利が侵害されたと主張する場合、通報を提出し、女性差別撤廃委員会が受理し審査できる権限を有する」と定めております。

日本は、国の第4次男女共同参画基本計画の中で、国際的な潮流も踏まえ、幅広く国民の理解を深めるための情報発信や取り組みを積極的に行い、国内の施策を展開することにより、「女子差別撤廃条約の積極的遵守に努める」とし、具体的な取り組みの中で、「選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」としております。

また、女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告の中では、「選択議定書について、注目すべき制度と認識しているが、同制度の受け入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無、及び同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があると認識しており、政府部内で検討を行っている」としております。

ご説明は以上でございます。

○永田委員長 はい。それでは、この件につきまして、執行機関に確認したいことがございましたら質疑をお受けします。

○牛尾副委員長 まず、この選択議定書の批准について、司法の問題、法律との関係、また体制の問題と、それが課題としてあると。具体的には、どんなことかというのは説明できますか。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 現在、政府内部で検討中ということでございまして、区としましては、先ほどご説明の中で申し上げたとおり、国が出しております報告書ですとか、計画以上のことで持っている情報というのはございません。

○牛尾副委員長 はい、わかりました。もし、それがわかるようでしたら、また教えていただきたいというふうに思います。

あと、これは仮の問題なんですけど、仮に選択議定書が日本で批准されたという場合に、例えば千代田区の男女平等の問題とか、あとは区役所の中のそういう問題で、何というんですかね、具体的な前進面、こういうところが前進するのではないかとか、そういったことというのは、今お答えできますかね。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 国が計画や報告の中で申しているとおおり、注目すべき制度なのだということは感じておりますけれども、具体的に国の中で、国の段階で検討中ということもありまして、どういった進捗に影響があるのか、また問題があるのかということは、現在のところは何とも言えない状況でございます。

送付2-6 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める

陳情書

○牛尾副委員長 そんなふうになるんだろうな。わかりました、はい。

○永田委員長 はい。

ほかに。よろしいでしょうか。

たかざわ委員。

○たかざわ委員 検討内容というところなんですけれども、国で現在検討しているということなんですけれども、進捗状況というのは、調査するすべというものはあるんですか。どの辺、どのような議論がなされているかというのは、調べるすべというものはございますでしょうか。

○武笠国際平和・男女平等 인권課長 今回、陳情をいただきましたので、こちらでもできる範囲で確認を試みたところなんですけれども、報告書などに書かれていること以上には、何ともわからない状況でした。ですので、今の段階ではなかなか進捗状況、どこまでどういう検討がされているのかという詳細な部分につきましては、難しいかと思っております。

○たかざわ委員 女性差別撤廃というのはすばらしい、すごく重要なことだと思うんですけども、この、何だ、選択議定書。これについて、批准することによってどのようなことが起きるか、あるいは批准しないことによって損なわれるものがあるのか、その辺のことは、おわかりになりますでしょうか。

○武笠国際平和・男女平等 인권課長 選択議定書の批准を進めたいという立場にある団体さんの活動内容によりますと、この選択議定書が批准されることで、個人の通報制度が使えるようになるというのが、一番大きいと言われております。国内のこの制度によって、労働上でありますとか、男女の賃金差別などについてですとか、婚外子に関する戸籍の記載などについて個人通報制度が使えるば——あ、すみません、女子差別撤廃条約の委員会のほうに通報することができますので、国内の制度、国内の検討によらず、こちらで審査を求めることはできるようになるというのがございます。

また、損なわれる点についてですけれども、国が検討をしておりますとおり、司法制度ですとか、この立法政策の関連で、何か課題が出てくるのではないかと思っております。

○たかざわ委員 その、国連による、当事国に見解、勧告を通知する制度ということと書いてありますが、これは強制力があるものなんでしょうか。陳情書に出ているんですけどね。（発言する者あり）

○武笠国際平和・男女平等 인권課長 強制力というのは、こちらの選択議定書についての強制力ということではよろしいんでしょうか。（「通報制度」と呼ぶ者あり）

○たかざわ委員 いや、通報制度を利用された場合……

○武笠国際平和・男女平等 인권課長 通報制度。

○たかざわ委員 国連からの（「勧告」と呼ぶ者あり）うん、見解・勧告に関しては、強制力があるんでしょうかということ。（発言する者あり）

○武笠国際平和・男女平等 인권課長 そうですね。

○永田委員長 一旦休憩します。

午後2時25分休憩

午後2時29分再開

○永田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

送付2-6 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める

陳情書

答弁からお願いします。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 申しわけございません。強制力につきましては、ちょっと確認させていただきまして、また改めてご回答させていただきます。

○永田委員長 はい。お願いします。

ほかに質疑よろしいでしょうか。

○河合委員 この陳情書が出ましたんで、少し、女性差別撤廃条約というのを休みのときに読んでみました。非常にまともなことが書いてあって、条約自体はすばらしいかなと思うんですね。ただ、批准をしている国というのは百何カ国かな、113か、あるんですけども、それは、すごい、三権分立がしっかりしていて、法的にすごい整備された国と、または全然そうでない国と、いろんなその批准をした国のレベルでも差が結構あるんですね。そうすると、面倒くさいと、国連に言ってくださいみたいなのところも、いろんな賛成反対の意見を読んでいると、そういうのが書いてありました。

それで、問題は、日本の場合ですと最高裁判所までいわゆる行って、最高裁でもしか敗訴した場合に、今度は敗訴しちゃったから、これは、日本の法律の中では、もう敗訴ですから終わりですよということになるんですけども、これは納得できないと国連に、今度は訴えるわけですね。そうすると、先ほどの国連から勧告が来るという話なんです。強制力はないけども、そうやって、いろんな意味で問題提起を、国連を使って行う可能性がかなり出てくるのかなと思う。で、それも、その国の、何とかな、熟度によって、必要な国とそうでない国も、私はあるのかなと思うんですね。

それで、これによって、男女雇用機会均等法とか、これ、ちょっと、ずっと読んで勉強したんですけども、家庭科の男女共修実施とか、育児法の制定とか、男女共同参画社会基本法制定とかいろいろ、こう、いろんなものが日本の国内でも法整備をされてきた経緯があります。で、この辺の日本の国内の法整備との多分兼ね合いなのかなと私は思っています。で、もうちょっとこの部分に関して、この委員会で議論する場合には、日本の国の法整備が、本当にこの女性差別撤廃条約に合ったものなのかどうかということ、個々の委員の方々がもう少し、あ、ほかの方が勉強なさっていたら大変失礼なんだけども、私は勉強不足でその辺がわからないものですから、もう少しお時間をいただいて、その辺の勉強をしてから、もう一度議論したいと思うのが率直な意見です。

○永田委員長 答弁ですけど、国内の……

○河合委員 ううん。ここは委員同士。

○永田委員長 今の……。

○牛尾副委員長 今のは扱いの問題ですよ。

○河合委員 うん。自分の意見ね。

○永田委員長 そうですね。意見、じゃあ意見発表ということで。

西岡委員。

○西岡委員 やはり、今、男女ともに多様な生き方をしたいと思っている方が多数おられる中で、例えば、現在、夫婦同姓を強制する法律があるんですね。で、その分、事実婚ですとか、また仕事上の不都合をこうむる人もいらっしゃるということで、逆に言うと、そういう方もいますけれども、反対のお立場の専門家の方もいらっしゃるって、まだまだ議論段階ということだと思っただけです。で、国内で、やはりその法整備、要は法律が整わな

送付2-6 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める

陳情書

いと、ある意味、個人間での個人通報制度というものもありますから、国際間でのトラブルにもなりかねないという、そういう場合、日本がやはり支え切れないと、もっととんでもないことになりますので、早急、本当に早急に、でも丁寧に議論をすべきことなので、まずは、やはり国会でまとめられるべき案件だとは思っています。

ほかに、もちろん本区では、こういう陳情が出ておりますけれども、地方自治体で、他の自治体ではどういう判断をされているかというのがわかれば教えてください。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 申しわけございませんが、他の自治体での判断というのも、ちょっと今の時点ではお答えすることができません。確認をさせていただきます。

○永田委員長 他の自治体での議論の状況なんかも、次に調べていただいて、報告いただければと思います。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 はい。

○永田委員長 ほかに。

○牛尾副委員長 この選択議定書を求める、批准を求める意見書については、ほかの自治体でも、例えば文京区とか、そういったところも批准をしているようです。で、やはり、私は選択議定書と、あとは、差別撤廃条約を二つセットで、本当に効力を発揮するのではないかというふうに思っています。日本は、やっぱりジェンダーギャップ指数が121位と大変低い状況になっていると。さまざま要因があるんですけども。だから、やっぱり自治体から、そういった選択議定書を批准するべきではないかという声が上がるといことが、やっぱり国を本当に動かす力になるのではないかなというふうに思います。

ただ、先ほど課長から答弁あったとおり、国のほうでさまざまな法との問題、体制との問題を議論されているということ、やはりどういうことが議論されているのか、どこに課題があるのかということも我々がやっぱり知らない、なかなか判断しづらいということで、いま一度そういったところも含めて、区のほうもご報告いただいて、改めて議論するというのもいいのではないかと思います。

○永田委員長 はい。

ほかにご意見、質疑、ともに受けますので、よろしいでしょうか。法的な問題で専門家から。秋谷委員、どうですか、なんて。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 それでは、じゃあ、ほかに、もう意見、今回は質疑はよろしいということで、今いただきました意見をまとめますと、執行機関からも、まだ情報収集、調査が不足しているということもありまして、次回、今回課題となった問題について、他の議会について、あるいは法的な問題について、国際平和・男女平等人権課長から報告していただくということと、あと、それぞれの各委員の皆様も、さらにこの件について深く調べていただいて、次回は、できれば全員の皆様から意見をいただいて、さらに議論を深めて、この陳情について調査できればと思います。よって、今回につきましては、継続ということで、この陳情については決めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。それでは、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情書につきましては、継続ということで、本日は決定いたしました。